

## 第 10 章 当面の地方分権の強化方策（アクションプラン） に関する提言

わが国の在り方を分権型社会へと根本的に転換するためには、最終的には「道州制」への移行が望ましいものであるが、そこへ至る間、現行の都道府県制度の下でも、地方分権の拡大に向けたたゆまぬ努力を続けることが必要である。

その中には、国からの権限移譲など国、県双方の取組が必要である事項もあるが、県単独で可能な取組については、県自ら率先して実施していくことが求められる。

県・市町村を含め、地方分権の拡大・強化のための取組については、第 4 章、第 6 章、第 7 章の中で個々に提言したところであるが、ここで改めて以下のとおり、愛知県として特に重点的に取り組むべき当面の方策を提言する。

- 市町村の自立支援プログラムの作成
- 地域の実情に応じた都市内分権・住民自治の拡大
- 広域連携のための基盤強化
- 「顔の見える道州制」モデル研究の実施
- 県庁における地方分権推進体制の整備

### （参考）前章までに提言した取組と本章の強化方策の関係

前章までの提言	本章の提言
第 4 章 民間の役割を高めるための県・市町村の取組 ・構造改革特区制度の活用など 7 項目(P15)	地域の実情に応じた都市内分権・住民自治の拡大
第 6 章 「自立した政策自治体」に向けた市町村の取組 ・自主的な市町村合併など 7 項目(P30)	地域の実情に応じた都市内分権・住民自治の拡大
第 7 章 市町村の自立支援に向けた県の取組 ・市町村の自立支援プログラムの作成など 8 項目(P36) 総合行政・地域経営主体に向けた当面の取組 ・国からの権限移譲など 6 項目(P40) 広域連携・地域戦略強化に向けた当面の取組 ・広域連携基盤の強化など 5 項目(P43)	市町村の自立支援プログラムの作成  広域連携のための基盤強化
第 9 章 道州制に関する提言(P49)	「顔の見える道州制」モデル研究の実施
	県庁における地方分権推進体制の整備

【提言】

<b>提言名</b>	<b>市町村の自立支援プログラムの作成</b>
<b>提言の概要</b>	<p>地方分権の主役となる市町村の自立的な取組を促進するため、県の市町村支援の在り方を従来の「事務事業支援型」(補完事務として県が実施、県が要綱等で細部まで市町村を規定・誘導、相談に対しプロセスではなく結果のみを回答、補助金による特定事業の誘導、特定事務の実施を支援する職員派遣など)から、「自立支援型」(自ら考え決定し実行するための権限の拡大や政策形成能力の向上等を支援)へと転換させることとし、全庁において統一的・計画的に推進するためのプログラムを作成する。</p>
<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国画一的施策の限界、住民ニーズの多様化、住民の自治意識の拡大等に伴い、市町村の役割はますます重要になりつつある。</li> <li>・市町村合併の進展から、全体的には市町村の規模・能力は拡大するものの、自立した行財政運営が可能な規模(例えば中核市レベル)に達するところは限られるとともに、市町村の差が拡大する。</li> <li>・本県の市町村は、全国的にみて相対的に財政力が高く、また、行政運営も手堅いところが多く、自立した取組が可能な素地を有している。</li> <li>・住民に身近な主体である市町村が優れた取組を実施すれば、住民の幸福度は高い。</li> <li>・合併して努力したところは市町村に任せ、合併しないところは県が今までどおり補完するのでは公平性に欠けるという面がある。</li> </ul>
<b>プログラムの内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援方策の例としては、以下のものが考えられる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)権限の移譲等            権限移譲の推進、 関与の縮小・廃止、 法律・条例等による義務付けの緩和・廃止、 直接実施から取組促進へ</li> <li>(2)人材育成の支援        市町村職員研修の支援、 県職員の派遣</li> <li>(3)情報・ノウハウ等に関する支援                                  市町村への助言(相談) 政策情報の提供(共有化) 市町村共同の取組の支援・誘導</li> <li>(4)財政の自立強化支援    市町村税財政制度の改革、 現行制度における財政の自主性の強化</li> </ul> </li> <li>・市町村の規模・能力に応じた支援方法を検討する                                  自立拡大市町村、 自立促進市町村、 要補完(自立困難)町村</li> <li>・県の市町村に対するシンクタンク機能を強化する方向や、メニューを示して市町村のニーズに応じて支援する方式なども検討する。</li> </ul>
<b>作成体制</b>	<p>県・市町村職員による検討組織を設置</p>
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町村の事務分担を整理し、市町村で実施すべき事務は市町村が実施する(現実的には体制等に応じてであるが)という共通認識をもつことが必要である。</li> </ul>

【提言】

<b>提言名</b>	地域の实情に応じた都市内分権・住民自治の拡大
<b>提言の概要</b>	<p>住民の意識や地域の実態を踏まえ、関係する各主体が役割を分担しながら、地域の实情に応じた「都市内分権」と「住民自治」の拡大を図る。</p>
<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・リサイクル、福祉、安全、まちづくりなど、住民が主体となったり、行政が実施するに当たっても住民の協力が必要な課題が増加しつつある。</li> <li>・住民活動の新たな主体であるNPOの登場により、民間・住民の地域活動の範囲・能力や行政との協働の可能性が拡大している。</li> <li>・住民の行政への参加意識が高まりつつある。</li> <li>・大都市における都市内分権への関心や、市町村合併を契機とする分権型地域づくりへの関心が高まりつつある。</li> <li>・「地域自治区」など住民自治に関する制度が拡充された。</li> </ul>
<b>関係する主体とその役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民 住民自治の担い手として意識の向上と行動の拡大</li> <li>・市町村 都市内分権の仕組みづくり、住民の行動の促進</li> <li>・県 市町村の取組支援、情報提供、人材育成、ネットワークづくり</li> <li>・国 法制度の整備・改善</li> </ul>
<b>県の取組方策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の实情に応じた都市内分権の導入方策や課題（パターン）について、市町村と共同して研究</li> <li>・地域における分権の担い手の育成（分権ワークショップや出前分権教室の実施）</li> <li>・制度や取組事例等の情報提供や人材のネットワーク化</li> </ul>
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限・事務の地域機関への分権という都市内分権を目的とする場合と、身近な住民の自治の拡大を重視する場合は、地域の単位や進め方が大きく異なる。</li> <li>・住民自治や住民活動の素地がないと、都市内分権の仕組みを整えても、実質的に機能させることは難しい。</li> <li>・現在、住民自治・住民活動が盛んとは言えない地域においても、潜在的に意識をもった住民は多く、市町村は積極的に活動のきっかけづくりを進めるべきである。</li> </ul>

【提言】

提言名	広域連携のための基盤強化
提言の概要	<p>県境を越える広域連携の取組をより総合的・効果的に進めるため、広域連携の取組情報を集約して提供したり、県庁内や関係県との推進体制を強化するなど、具体の広域連携事業や共同取組を誘発するような基盤づくりを進める。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界的な地域間競争に対応した地域づくり、各県庁のもつ知識・資源を有効に活用した取組、地方独自の政策研究や提言など、関係県・複数県が共同して実施した方が効率的で高い成果が見込まれる課題が多く存在する。</li> <li>・これまでの広域連携は、交通、環境、防災、水資源など、県境を越えた地域課題に対して個々に連携組織を設置して取り組み、一定の成果を挙げてきたが、それらの情報等を一元的に集約・提供するところがなく、広域連携の取組状況が県民に分かりにくかったり、アピール度に欠たりしている。</li> <li>・広域連携を、拡大・深化させていくためには、県庁内・県間を含めた連携のための組織体制の整備や、特定課題にとらわれないより日常的なレベルの連携や交流が求められる。</li> <li>・県際地域では、共通する地域課題に対して、県を跨いだ一体的な取組が必要とされているが、目に見えない「県境の壁」により、一体性が阻害されているという問題がある。</li> <li>・本報告書第9章で指摘しているように、道州制へのステップとして関係県同士による共同事業・共同取組の積み重ねが重要である。</li> </ul>
基盤強化方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携の取組の情報の一元化と県民への提供</li> <li>・広域連携のための官・民共同の推進組織の設置検討 (想定される事業)  <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連携の情報提供</li> <li>広域連携の拡大のための調査・研究</li> <li>県民への啓発</li> </ul> </li> <li>・県庁内における広域連携推進体制の強化</li> <li>・共同アンケート、人事交流、共同研修、共同研究など広域連携の基盤強化に資する取組の推進</li> </ul>
進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内に広域連携推進のための組織あるいはチーム等を設置して総合的、横断的な取組と基盤強化のための研究を進める。</li> <li>・現在の県を跨いだ広域的な枠組み（東海三県一市知事市長会、中部圏知事会等）を利用して、さらなる共同事業の展開や、広域連携のための組織づくり等の基盤強化方策について検討していく。</li> <li>・経済界等と共同して官・民共同の推進組織の設置について検討していく。</li> </ul>

## 【提言】

<b>提言名</b>	「顔の見える道州制」モデル研究の実施
<b>提言の概要</b>	「顔の見える道州制」についての理解を深めるとともに、道州制への移行を念頭においた道州内分権のモデルケースとして、東三河地域を候補に、地域の関係者による研究会等を設置し、同地域への分権の可能性を検討する。
<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本報告書第9章において、道州の地方機関等への分権を徹底した「顔の見える道州制」を提言している。</li><li>・道州内分権の仕組みは、道州制を導入するうえでの重要な課題であり、その姿をモデル的に研究し、実践することが、今後の道州制の議論に与える効果は大きい。</li><li>・東三河地域は、地理的条件や地域のまとまり等から、モデルに適した条件を有している。また、東三河事務所に思い切った権限を移譲し、名古屋に行かなくとも、地域のことは地域で決定できる体制にしてほしいという意見・要望が地元自治体等から寄せられている。</li><li>・なお、地域において望ましい分権の姿は、その地域が中心になって考えることが分権の趣旨に沿うものであり、そうした仕組みを設ける必要がある。</li></ul>
<b>研究内容</b>	道州制への移行を念頭においた道州内分権の望ましい在り方を検討 (想定される内容) 地域へ移譲すべき権限・事務(地域から移譲を求める権限・事務) <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の課題の解決に資するもの</li><li>・住民により近いところで決定がなされることが望ましいもの 等</li></ul> 地域への分権の受皿とそれぞれの条件・課題 <ul style="list-style-type: none"><li>・市(政令指定都市レベル)</li><li>・市町村の広域連合(又は県と市町村の広域連合)</li><li>・県の地方機関(地方庁)</li></ul>
<b>進め方</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「顔の見える道州制」(道州内分権)について、県民の理解を深めるための啓発や関係者との意見交換を行う。</li><li>・県や市町村の職員、地域づくり関係者などを構成メンバーとして、「顔の見える道州制」モデル研究会を設置し、地域への分権のニーズや望ましい分権の姿について研究を進める。</li></ul>

【提言】

提言名	県庁における地方分権推進体制の整備
提言の概要	<p>今後の地方分権の推進に総合的に取り組むための体制を整備するとともに、県民への情報提供の充実を図る。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権の動きは、加速化、多面化しているとともに、県自らの取組や地方からの提言が求められており、常に新たな取組を検討していくことが必要である。</li> <li>・本報告書の提言内容を、県として実行に移す仕組みが求められる。</li> <li>・道州制などについて、今後県民に判断を求めていくことも想定され、常日ごろから県民への積極的で分かりやすい情報提供が必要である。</li> <li>・地方分権は、各事業部局の事務との関係、税財政の問題、市町村との関係など、広範な行政分野に関わるものであり、県庁内の連携の強化が求められる。</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分権の取組の継続的推進体制の整備（在り方検討フォローアップ会議の設置等）</li> <li>・県民等への分かりやすい情報提供（ホームページの充実等）</li> <li>・分権担当課、市町村行政担当課、広域連携担当課の連携の強化又は組織・体制の一元化</li> </ul>

